

議案第50号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市鶴見区浜2丁目3番44-101号
鶴将建設株式会社
- 2 債権の内容 下水管渠築造工事請負契約に係る目的物の瑕疵に係る損害賠償請求権
- 3 放棄する債権の額 金3,056,256円
- 4 放棄の理由 債務者の営業実態がないことから、当該債務の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

債務者に対する下水管渠築造工事請負契約に係る目的物の瑕疵に係る損害賠償請求権を放棄するため、この案を提出する次第である。